

【問 18】 次のうち、用途地域とその地域内において特定行政庁の許可を受けずに建築することができる建築物との組合せとして、建築基準法上正しいものはどれか。

- 1 第一種低層住居専用地域・・・図書館、幼稚園、老人ホーム
- 2 第二種住居地域・・・店舗付き住宅（店舗部分が 50 m²以下かつ建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）、大学、倉庫業倉庫
- 3 近隣商業地域・・・ホテル、キャバレー、客席 200 m²未満の映画館
- 4 工業地域・・・住宅、旅館、巡査派出所

【問 19】 建築基準法に関する次の記述のうち、建築確認を必要とするものはいくつあるか。

- ア 木造 2 階建て、延べ面積 600 m²、高さ 8 メートルの一戸建て住宅について大規模の修繕をする場合
- イ 延べ面積が 250 m² の下宿について、大規模の修繕を行う場合
- ウ 都市計画区域内において、高さ 4m で延面積 70 m² の木造の平屋住宅を新築する場合

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 なし